

索道安全報告書

ご利用者の皆様へ

平素より、当社索道事業のご利用並びにご理解を賜り誠にありがとうございます。

今シーズンは平成31年3月24日を持ちまして冬季営業を終了いたしました。シーズン中は多くの皆様にご来場いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

以下に、索道事業法に基づき、輸送の安全確保に対するこの一年間の弊社の取り組みにつきまして公表させていただきます。

瑞穂リゾート株式会社
代表取締役 石井 寿夫

1. 安全確保の基本方針

- (1) 一致団結して輸送の安全確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正且つ忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切処置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

2. 安全確保のための取り組み

1) 人材教育（研修会・講習会等への参加及び訓練）

(1) 索道技術管理者研修会

日時 平成30年9月12日～13日

場所 中国運輸局「海技試験場」

出席者 日本索道工業会、交通安全環境研究所、中国運輸局鉄道部、
索道技術管理者等

(2) 索道技術管理員講習会

日時 平成30年 9月27日(木)

場所 女鹿平温泉クヴェーレ吉和リゾートセンター

内容 施設の保守管理の方法(施設編)等

《講演》・・・ 中国運輸局鉄道部 技術課長 宗里 氏

《講演》・・・ 安全索道株式会社 技術部技術2課 西 成生 氏

(3) 救助訓練

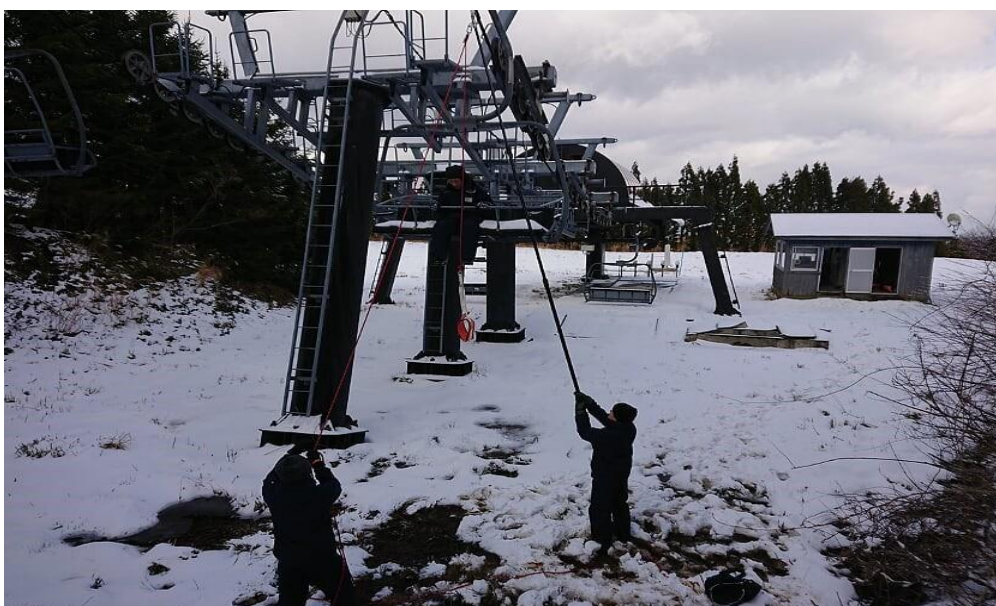
日時 平成30年12月14日(金)

阿佐山ゴンドラリフトにて救助訓練実施・・・社内研修



日時 平成29年12月18日(火)

阿佐山第2リフトにて救助訓練実施・・・社内研修



他第2リフトにて3回、計6回の事前研修を実施いたしました。

(4) 安全教育

当該リフトに初めて従事する者には、当日現場にて運転取扱い及び業務従事中の安全行動について担当社員が教育を行っております。

その他、事前研修も平成30年12月より平成30年3月までの間 8回実施いたしました。



事前研修(平成30年12月29日)

事前研修・・・運転取扱い及び安全行動について

- 1 DVD視聴・・・索道の安全とサービス (撮影:サンアルピナ鹿島槍スキー場)
- 2 索道マニュアル(瑞穂リゾート作成)の確認
 - 1章 索道の仕事とは
 - 2章 索道の簡単な構造
 - 3章 安全に運航するための心構え

(5) 消火訓練

消防訓練実施・・・ 社内研修

日時 平成30年12月11日(火)

場所 ゴンドラ山麓駅舎

講師 江津邑智消防組合 石見出張所

2) 安全のための投資（索道施設更新）

索道施設の安全を確保する為に、随時、更新をおこなっております。

(1) 第1リフトグリップ交換 20機更新



(2) ゴンドラリフト圧索部 10機更新

(維持管理活動)

安全の維持・向上のため索道施設の修繕、補修を行っています。

日常の点検修理ならびに検査記録の保管とその解析を行っています。

日常の主な維持管理活動

- ① 支柱点検（リフトの支柱の総点検及び整備）→グリスアップ・索輪交換・増し締め
- ② 搬器整備（リフトの搬器の総点検及び整備）→グリスアップ・部品交換・増し締め
- ③ 動力、制動機類のオイル交換→オイル交換（減速機、ギアボックス、制動機）
- ④ その他索道関連設備の整備・補修など

3. 索道運転事故について

シーズン中の阿佐山ゴンドラ山頂駅舎内で発生した運転事故について下記のとおり、運輸局へ報告いたしました。

No.	発生日 時刻 天候 運輸開始	事故種類 発生場所	設備概要				死傷者		事故の概要	事故原因	対処及び記事	
			種別 種別	傾斜 長さ (m)	乗客 数 (人)	運 速 度 (m/s)	搬 器 区 間 (s)	死 亡 (人)				負 傷 (人)
9	H31. 1. 8 10:40 晴れ S61.12.23	人身障害 島根県	普通 単自	2064	4	4.0	12.0	—	1	山頂停留場で、乗客が搬器から降車する際に一歩目を踏み出したところ、スキーブーツが搬器に取付けられたスキーラック部分と床の間に挟まれ足が抜けなくなり、バランスを崩して足を負傷した。	① 乗客の不注意。	① 係員教育の充実……乗客の行動を注視し、声掛けなどによる安全確保の充実を図る。 ② 注意喚起の充実……搬器内への降車時の注意事項を掲示する。

受傷されました、お客様へは深くお詫びをするとともに、再発しないための取り組みを継続して参ります。

4. 輸送の安全確保に関する組織体制

- 1) 代表取締役は、輸送の安全に関する最終的な責任を負う。
- 2) 代表取締役及び役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理体制を整備すると共に、索道事業の実施及び管理の方法を定める。
- 3) 代表取締役及び役員は、輸送の安全を及び確保するための索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行うものとする。
- 4) 代表取締役及び役員は、輸送の安全に関する業務を統括管理する職務を有する者のその職務を行う上での意見を尊重するものとする。
- 5) 代表取締役及び役員は、事故、事故の恐れのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れのある事態（「事故・災害」という）に応じ、対策方法その他必要な事項を定め、職員等に周知し、徹底しなければならない。

《安全管理体制図》

